

広島県リスクリング推進宣言制度実施要領

1 趣旨

この要領は、広島県リスクリング推進宣言制度（以下「宣言制度」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

自社のリスクリングに取り組む企業等が、リスクリングの重要性や支援等の方向性を明確化し、取り組む姿勢を宣言書として内外に公表するとともに、県としても当該企業等の取組内容を広く紹介することなどにより、企業等におけるリスクリングの推進と社会的機運の醸成を図る。

3 募集方法等

(1) 募集対象

広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有する法人等及び個人事業主（法人格の有無に関わらず、リスクリングに取り組む団体等であれば幅広く対象とする。）

なお、広島県外本社企業については、事業所（支店、営業所等）単位での登録も可能である。ただし、原則、広島県内の事業所であることとする。

(2) 募集内容

リスクリングに取り組む企業・事業所等の代表者自身の推進宣言

(3) 募集方法

宣言書（様式1号）を企業等のホームページ、SNS又は代表者個人のSNS等に掲載したうえで、広島県電子申請システムにより県に申請を行う。

4 県による公表等

県は、宣言書を県に提出した企業等（以下「応募企業等」という。）の宣言する取組内容を確認し、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、当該応募企業等を県ホームページにて公表する（県ホームページにて公表された企業を以下「宣言企業等」という。）。

(1) 宣言する取組内容が、リスクリングを推進するものと認められること。

(2) 応募企業等のホームページ、SNS又は代表者個人のSNS等に宣言書を掲載していること。

5 宣言の効果等

(1) 宣言企業等は、宣言制度のロゴマークをホームページや企業案内、名刺等に使用することができる。

(2) 県は、宣言企業等に対し、情報提供や助言その他リスクリング推進のための支援に努めるものとする。

6 取組状況の確認

県は、必要に応じて、宣言企業等の取組状況について調査、確認することができる。

7 宣言の変更

(1) 宣言書及び申請書の登録内容に変更がある場合、宣言企業等は広島県電子申請システムにより県に申請を行う。

(2) 県は「4 県による公表等」と同様、取組内容を確認し、基準に適合すると認められるときは、県ホームページの公表内容を変更する。

8 宣言の取下等

(1) 宣言企業等が宣言を取り下げる場合は、広島県電子申請システムにより県に申請を行うこととし、その場合、県は、県ホームページへの掲載を削除する。

(2) その他、宣言企業等として県ホームページに掲載することが適当でなくなったと県が判断したときは、掲載を取り消すことができる。

9 その他

宣言制度に関する事項は、人的資本経営促進課が担当する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月26日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1号)



広島県リスクリング推進宣言

リスクリング推進宣言書

〇〇株式会社

当社は、従業員のリスクリングを推進することを宣言し、
下記事項に取り組めます。

取組内容

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

20〇〇年〇月〇日
〇〇株式会社
代表取締役〇〇